

國學院大學卓球部OB会規約の改定について（総会上程案）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>第1条 本会は國學院大學卓球部OB会と称し、事務局を國學院大學卓球部に置く。</p> <p>第2条 本会は関東学生OB・OG卓球連盟に加入する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第4条 本会は以下の活動を行う</p> <p><u>(1) 総会および親睦会の開催</u></p> <p><u>(2) 周年記念行事の実施</u></p> <p><u>(3) 現役主催の行事への参加</u></p> <p><u>(4) 選手激励会の開催</u></p> <p><u>(5) 関東学生OB・OG卓球連盟の主催する事業への参加</u></p> <p><u>(6) その他</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第6条 本会に以下の役員を置く。</p> <p><u>(1) 会長 1名</u></p> <p><u>(2) 副会長 若干名</u></p> <p><u>(3) 幹事長 1名</u></p> <p><u>(4) 幹事 若干名</u></p> <p>総務 <u>OB会諸活動の立案と運営、名簿および会報の作成</u></p> <p>会計 <u>会費の集金と出納、予算および決算の作成</u></p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p><u>会計監査 会計の監査</u></p> <p>強化 <u>競技力向上のための現役支援</u></p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p><u>(5) 監督 現役統括およびコーチの選任</u></p> <p>第7条 会長は本会を代表し会務を統括する。</p> <p><u>2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。</u></p> <p><u>3 幹事長は本会の運営を円滑ならしめるため、必要事項を企画し、これを執行する。</u></p>	<p>第1条 本会は國學院大學卓球部OB会と称し、事務所を國學院大學卓球部に置く。</p> <p>第2条 本会は関東学生OB卓球連盟に加入する</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第4条 本会は以下の行事を行う</p> <p><u>1 総会および親睦会</u></p> <p><u>2 現役との交歓会</u></p> <p><u>3 関東学生OB卓球連盟の主催する事業への参加</u></p> <p><u>4 その他</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第6条 本会に以下の役員を置く。</p> <p><u>1 会長 1名</u></p> <p><u>2 副会長 3名</u></p> <p><u>3 幹事長 1名</u></p> <p><u>4 幹事 若干名</u></p> <p>総務 <u>OB会諸活動運営、名簿作成</u></p> <p>会計 <u>集金・出納</u></p> <p><u>企画広報 OB会諸活動立案、会報・ホームページ作成</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>強化 <u>競技力向上のための技術指導</u></p> <p><u>監督 現役統括</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第7条 会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。幹事長および幹事は本会の運営を円滑ならしめるため、必要事項を企画審議し、これを執行する。</p>

新（改正後）	旧（改正前）
<p><u>4 総務は幹事長を補佐し、幹事長事故ある時はその職務を代行する。</u></p> <p>第8条 役員の選任は会員の互選により選出し、総会で承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第11条 本会に名誉会長1名、顧問若干名をおくことができる。</p> <p><u>2 名誉会長は、会長の経験者で特に功績があったと役員会で推挙され、総会で認められた者とする。</u></p> <p><u>3 顧問は、会長または副会長の経験者で特に功績があったと幹事会で推挙され、総会で認められた者とする。</u></p> <p>第12条 本会の会費は年額1口3,000円とする。</p> <p>30歳未満ならびに60歳以上の会員は1口以上、それ以外は2口以上とする。</p> <p><u>2 必要に応じて、年額1口2,000円の現役支援金を徴収することができる。30歳未満ならびに60歳以上の会員は1口以上、それ以外は2口以上とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p><u>附則 本規約は平成31年4月1日から実施する。</u></p>	<p>第8条 役員の選任は会員の互選により<u>選出する。幹事長は幹事の互選により選出し</u>、総会で承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第11条 本会に名誉会長1名、顧問若干名をおくことができる。</p> <p>第12条 本会の会費は年額1口3,000円とする。</p> <p>30歳未満ならびに60歳以上の会員は1口以上、それ以外は2口以上とする。<u>ただし、臨時会費を徴収することもある。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下、略）</p>

上記が臨時OB会で承認された事項となる。これ以外に、今後の検討事項として「慶弔」に係る事項について、「できる規定」で規約に盛り込むことを検討しても良いのではないかとの意見もあったので、具体例とあわせて記録に留めておく。

（具体例）

- 会員に対して、祝電を出すことができる。
- 会員本人の場合は弔電と生花を出すことができる。
- 会員の1親等以内の場合には弔電を出すことができる。
- ※ 弔慰金については明記しないことを原案とする